

第十七回 参議院法務委員会會議録 第三号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)午後二時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 小野 義夫君
亀田 得治君

委員 加藤 武徳君
楠見 義男君
三橋 八次郎君
赤松 常子君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦 貢之助君
法務省刑務局長 岡原 昌男君
法務省刑事局長 津田 実君
事務局長 堀 真道君

説明員

外務省条約 三宅 喜二郎君
最高裁判所長 周 参事官
官代理者(事務局長) 磯崎 良善君
総務課長

本日の會議に付した事件
○日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案(内閣送付)
○日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から本日の委員会を開きます。

先ず日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案、右法案につき政府の説明を求めます。

○政府委員(三浦貢之助君) 只今議題となりました日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案につき提案の理由を御説明申し上げます。

日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の発効に伴い、一九五〇年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の國際連合安全保障理事会決議並びに一九五一年二月一日の國際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国で日本国との間に右議定書の効力が発生した国が右の諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍の日本国にある間におけるものに関しまして、右議定書の趣旨に則り、刑事上の手続法につきまして若干の特別規定を設ける必要が生じたため、この法律案を提出することとしたのであります。

の附屬書の条項により刑事手続關係の法令について若干の特別措置を必要といたしますので、その必要最小限度の規定をこの法律案に取入れた次第であります。従ひましてこの法律案に特別に規定してない事項につきましては、原則として既存の各法令が適用されることと相成るわけでありませぬ。

この法律案は、第一章総則、第二章刑事手続の第二章十二カ条と附則から成つておるのでありますが、ここにこの法律案の主要点を申し上げます。

先ず第一章総則の章は、一カ条でありまして、この法律において使用する語の定義を定めたのであります。この定義は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第一条に定められていた定義に準じたものであります。

次に第二章刑事手続の章は十一カ条よりなり、國際連合の軍隊の構成員又は軍風が國際連合の軍当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する罪を犯した場合における同軍隊への身柄の引渡、國際連合の軍隊がその権限に基いて警備している國際連合の使用する施設内における逮捕その他人身を拘束する処分及び差押、捜索等の処分の執行、同施設内等において逮捕された者に対する日本側の受領手続、派遣の軍事裁判所又は國際連合の軍隊の当局の刑事手続に対するわが國側の協力及び派遣国の軍事裁判所又は國際連合の軍隊による拘留又は拘禁について

の刑事補償法の適用等いずれも刑事手続に關する現行の法令を以てしては処理し得ない問題を取上げて特別の規定を置いたものであります。これを要するに、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の場合と同趣旨の刑事手続を規定したものであります。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(郡祐一君) 次に本法案につきまして只今の提案説明に補足いたしました説明を刑事局長からしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 只今提案理由の説明がございましたが、本法案につきましてやや敷衍いたしましたので御説明いたしたいと存じます。御審議の便宜にと思ひまして別途法案の解説書をお配りいたしてございまして、それを御覧になりながらお聞き取りをお願いいたします。

先ずかような法案を出すに至つた経緯でございますが、日本におります國際連合軍隊に対する刑事裁判権の行使に關しましては、去る十月二十六日東京で署名の上、同月二十八日にこれに關する議定書が公布されております。翌二十九日からその効力を生じたのでございまして、この議定書には、日本国における合衆国軍隊の刑事裁判権の行使に關する行政協定十七條の改正議定書、これはこの前例の行政協定第十七條の改訂の問題として御説明申したものでございまして、それが十月二十九日に効力を生ずるとの歩調を合わして参つたのでございまして。

この今回の議定書は、その附屬書に掲げる規定において日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権が懲戒裁判権を含めましてその刑事裁判権の行使についての規律がしてございませぬ。なおこの議定書によりましてこの附屬書に掲げる規定は、日本国における國際連合の軍隊の地位に關する一般的な協定が締結されると、その協定に自然統合されて来るとかような建前になつております。

この議定書は、日本国政府と統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府並びに一九五〇年六月二十五日、六月二十七日、七月七日の國連總會の決議に従つて、朝鮮に軍隊を派遣した國の政府によつて署名されることになつたのでございまして、現実には署名いたしましたのは、右アメリカ合衆国の政府のほかには、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びイギリスの四カ国でございまして、これらの署名の間に關して本議定書は十月二十九日に効力を生じたのでございまして。

併しこの議定書は、その効力発生後、更に前記の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣するいづれの國の政府に対しまして、日本國の政府が同意すれば、これに署名、加入することができることになつております。それらの派遣國につきまして別段の合意がない限り、その署名の日に効力を生ずる建前

昭和三十八年十一月二日【参議院】

になつております。これに従いまして十月二十九日正午南アフリカ連邦政府が署名いたしましたので、別段の合意をしていないから即時同盟国についても本議定書がその効力を発生したのであります。その他現在朝鮮に軍隊を派遣してゐる國といたしましてはフランス、ギリシヤ等十数カ國がございまして、いずれもそう大したたくさんの軍隊が行つておるわけではございませぬけれども、まだこれに署名をしておりません。従つて条約的にはその議定書は従来の署名國だけというふうな形になつております。

今回御審議を仰ぎます法案は、この議定書の実施に伴つてその国内の手續を定めたものでございまして、その内容は、前に申しました安全保障条約に基く行政協定に伴う刑事特別法、これと実質的には全く同一でございまして、今回の法案の内容も又従来の刑事特別法と全く同一である、かように御了承願ひたいのでございます。

それでは従来の行政協定に伴う刑事特別法とどういふ点が違ふかと申上げますと、第一は、第一条の定義規定でございまして、第一条は、その性質上アメリカと日本との間の行政協定と全然違ひまして、関連の軍隊との関係でございまして、新たなそれに伴う定義規定を必要としたわけではございませぬ。

それから行政協定に伴う刑事特別法の第二章即ち第二条乃至第九条に实体規定、罪に関する規定がございまして、これは今回の国連協定の関係では全然触れておりませんが、今回の国連との関係の刑事特別法におきましては罪に関する实体規定は全然ないわけ

でございます。従つて行政協定に伴う第三章、十条以下の規定が、今回の法案の第二条以下として、条文の順序も内容もそつくりそのまま採入れてある。かような建前になつております。以下逐条的に若干御説明申したいと思ひます。

○委員長(郵船一君) 速記をとめて下さい。

○委員長(郵船一君) 速記を始めて下さい。

○亀田得治君 只今上程されました法案の基礎になつております議定書の点につきまして一、二点だけ基本的な問題について伺ひしておきたいと思ひます。それはアメリカ軍の場合と違ひまして、国連軍の場合には今回初めて正式にはこういう条約ができる、こういう関係になるわけでありまして、そこで日本の憲法の建前から言いますと、日本と相手方とが約束をして、そしてできるならば正式の約束をする前に国会に諮る、承認を求め、併しその後に憲法はなつておるわけですね。ところがその場合におきましても、憲法は事後の承認を求めるといふ場合であつても、効力がすでに発効されてしまふ、こういうようなことは非常に希望しておらんじやないか、こういうふうな私どもは考えておるのであります。ところがこの基礎になつておる議定書は、すでに十月に効力が発効して日本で実行されておる。こういうわけなんでですね。そういうふうにお膳立てもすつかりで済んでしまつて、国会にこれが出て来ておる。これは普通の順序とは少し違

うように思ひますので、こういう必要があつたのかどうか、そういう点だけを先ず最初にお伺ひしたい。

○説明員(三宅喜二郎君) 憲法七十三條三項に、条約は事前に国会の承認を経ることが原則になつておる。事後の承認を求め、同時に時宜によつては事後の承認を求められることができる。規定したように日米行政協定が二十九日に発効いたしましたので、若しこれと同時に国連軍のほうにつきましても、同様の規定を適用しなければ、米軍の取扱いと国連軍の取扱いとの間に不均衡が生じまして、米軍のほう不利で国連軍のほう有利な取扱いを受けることになるのでございまして、そこでこういうことは好ましくありませんので、同日から同じ規定を同様の規定を適用したいといふふうに政府は考えておる。国会の承認を得る前に効力を発生せしめてこれを実施することが時宜に資すると認めまして、先にこの条約を署名し、そして日米行政協定と同日から発効せしめ実施するといふことにいたしました次第でございまして。

○亀田得治君 若し国会がこの議定書並びにこれに関連する法案を承認しない、こういうふうになつた場合には、併しこれは一つの仮定でございまして、併し事柄としては極めて重要な国際間の問題でありますので、こういう事態の問題でありますので、こういう事態のめつたに起るものじやないと思ひます。この機会に実は御見解をお聞きしておきたいのですが、そういう事態になつた場合には先ず効力の点でございまして、日本と相手方の間の効力が一体どういふ関係になるのか、影響があるのかないのか、こういう点についての法律的な一つ見解を承つておきたい。

○説明員(三宅喜二郎君) 万一国会の御承認が得られませぬような場合、即ち国会が承認の御決定をなさつた場合におきましても、条約自体の効力には影響はございませぬので、政府の政治的責任が残り、こういうことになるのでございまして。そういう場合は政府は国会の御意思なり御希望を体しまして交渉のやり直しをする。できた協定を改正するための交渉を始める政治的責任を負うことになるのであります。

○亀田得治君 一応法律的な関係なり必要性は私只今のお答えで納得いたしますが、但し今後こういうことがたびたび行われるといふことでは大變だと思ひます。効力まで事前に発生させるという無理なことをしなかつても、どうしても十月二十九日に発効せなければならぬといふことであれば、例えは臨時国会を四、五日早く開く、そういう最初の二日なら二日間に、特にこう説明をして、そういう点を国会にこういふふうなことも私の考えられる手段だと思ふのです。又これが政府が各政党に、こういう条約の問題だから、こうなつておるのだからといふ説明をされれば、これは恐らく各党とも了解をされるだらうと思ふ。勿論一方では、予算の問題がまださまらなから、そういうわけに行かなくもつたのだ。こういうふうな、何といふか、私のそういう考え方に対する反感もあろうかと思ひますが、予算は若しきまらなければ、大体のめどはついてくるのですから、最初条約を二日なら二日でやつて、そして四、五日の自

然休会にしておいて、更に再開して行く、こういうことでもやれるわけですね。私はそういう意味で、これはもうすでに両条約はきまつていて、これはもう行政協定を内容的にはよくすることとなんだから、それに準じて国連軍のほうもやるやつなんだから、これはもうそんなむづかしいことを考へることもなんだ。こういうふうなやつぱり軽い気持ちで、こういうものは取扱つてはならぬだらうと思ふ。こういうのが一つ前例ができませんと、やはりこういう関係になり新しい事案についても、私はまああつたと思ふ。そういうことが行われた場合に、前例はどうだつたといふようなことが絶えず国会いや調べられ、前例としては昭和二十八年の十一月二日にこういうふうなことがあつた。こういうことがいろいろな事情というものを抜きにして、一つの前例としてやはり出されて行く。私はやはりこれは憲法精神から言つても、非常に問題であらうと思ふ。だからそういう意味でこれはまあ外務大臣が総理大臣に実はお聞きすべき問題だと思ふのですが、この臨時国会を開くについて、そういう条約の承認といふ関係について、そういうところまで一つお考えに一体化したものでございませぬか。ただ漠然とこへ出て来て、どうもそういう議論があつたらうからと、このことなのか、これは一つ、次官がらちよつとその間の事情なりお考え方を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(三浦寛之助君) いろいろ政治情勢からそういう工合に行かなかつたのだらうと思ひますが、

○説明員(三宅喜二郎君) 万一期会の御承認が得られませぬような場合、即ち国会が承認の御決定をなさつた場合におきましても、条約自体の効力には影響はございませぬので、政府の政治的責任が残り、こういうことになるのでございまして。そういう場合は政府は国会の御意思なり御希望を体しまして交渉のやり直しをする。できた協定を改正するための交渉を始める政治的責任を負うことになるのであります。

その間のいきさつについては三宅参事官のほうから御答弁いたされたいと思ひますので御了承願ひたいと存じます。

○委員長(郡祐一君) 私も三宅参事官からお答え願ひます際に、一応結論を今お話になつておられたようでありませうけれども、条約の批准と承認の効果について、只今お述べになりましたような、公権的解釈に到達いたしません法律的な構成並びに国際法上の判断等をお話頂き、又我が國の条約について、只今龜田委員の述べられましたような先例の有無等について併せてお答えを頂きたいと思ひます。

○説明員(三宅三郎君) 国会の承認を得るまでは効力を発生せしめないでいふような条約の場合には、批准条項といふものをつけるのでございませう。批准条項がついておられます条約につきましては、政府はたとえ署名しても、批准の前に国会の承認を得、そうしてその批准書を関係國の間で交換するといふこと、多数國の場合には寄託するといふことにおいて、初めて効力が発生することになるのであります。今回の場合は先ほど申しましたように、どうして二十九日に日米行政協定と同時に発効せしめたいといふことと、どうして批准条項をつけなかつたか、この二つが問題でございませう。批准条項をつけなかつた理由は、国内法がどうなつておるかと署名と同時に効力を発生せしめる。そうして承認が得られなくとも効力はそのまま続くといふことと、どうして承認が得られなくとも効力はそのまま続くといふことが非常に迷惑をすることになるのでございまして、従ひまして、そういう条約については、効力はたとえ国内的

に國會の承認が得られなくとも効力は続き、その政府が政治的責任を負ふ。そうして國會の意思、希望に従つてもう一遍交渉をやり直す、その交渉ができたときに新しい協定が効力を生ずるといふことになるのが國際間の慣例でもあるのでございませう。今回の場合、日米行政協定の議定書の交渉に一月余りかかりまして、それが調印されますと、翌日から國連軍協定のほうの交渉も始めたのであります。何分今度の國連軍のほうは關係國が多数ございませうので、同様な協定に申しまして、いろいろ交渉相手が多いのでございませう。それから軍隊も教カ田の軍隊がいるわけにございまして、そのまゝ条文中に書くわけには参りませんので、そういうたごがございまして、相手方でもいろいろ一々本國政府に訓令を仰ぐといふことと、どうしてそれを待つといふことと、どうして協定が本當にまとまつたのは、もうぎりぎりまでかかつたわけにございまして、二十九日前に國會の御承認を得る措置が技術的にとれなかつた次第でございませう、そうして二十九日から発効せしめるといふようなことを話合つておりました際には、まだ國會が二十九日から召集されるといふようなことはきまつておりませんでございませう。従ひまして國會召集といふことがきまつてから又その発効の日を変えるといふことはできなかつた次第でございませう。どうかその間の事情を悪しからず御了承願ひたいと存じます。

○龜田得治君 それからも一つお尋ねしておきますが、この議定書は、日本國における國際連合の軍隊の地位に關する一般協定、これが締結された場合には、その協定に吸収されてどういふ關係になると書かれておるのでございませう。この一般協定といふものは、この議定書の交渉に當つても何らかの折衝がなされたかどうか。なされたか、そうでないか。なされたか、そうでないか、その点について一つ關連してお尋ねしておきたいと思ひます。

○説明員(三宅三郎君) その他の問題につきましましては、もう昨年の七月以来ずつと交渉を続けて参りました。双方の主張がなか／＼一致いたしませんので、断続的に行われて来た次第でございませう。その刑事裁判権以外の問題と申しますのは、主として財政、經濟關係の問題でございまして、施設の費用を取るか取らないかの問題、又關稅、消費稅の免稅の範圍をどの程度にするかといふ問題、それから國連軍が公用で消費します電氣、ガスの料金に對する電氣、ガス税を取るかどうかと、いふような問題、こゝろ問題につきましまして双方の主張が合はなかつたのでございませう。先方は行政協定の下における米軍の取扱と全く同様にしてもらいたい。又我がほうは國連軍が日本の承認の下に吉田・アチソン交換公文に基いて駐屯する軍隊であるけれども、その間若干性格や日本との條約上の關係が違ふから、多少違つた取扱をしたといふことを主張して参りました。が、どうしても先方も譲らないものでございませうから、それらの問題について交渉が妥結しなかつた次第でございませう。一方先ほど申しますように、刑事裁判権のほうは日米間にNATO方式の協定ができたので、このほうを先にやりたいといふことを強く申し

まして、先方もそれに承諾した次第でございませう。

○龜田得治君 經濟的な問題について米軍と少し違つた扱いをしたい、こゝろいふことで話がさういふ点については、まゝと申しておきたいといふことですが、さういふ一般的な問題が出ないうちに、こゝろいふ刑事裁判権の問題、これは何といつても外國にいる人にとつては非常に重要なことですが、さういふ重要な問題について米軍と同等の取扱をする。こゝろいふことになれば必然的にあとの經濟的な問題についても同じやうにしなければならぬといふふうな結果に迫り込まれて行くのじやないかと思ひますが、その辺はどういふふうにお考えでしょうか。

○説明員(三宅三郎君) 外國の軍隊が承認の下に駐屯いたします場合には、均等待遇を与えるのが大體の國際間の慣例になつておるのでございませう。待遇の問題と申しますれば、こゝろいふ刑事裁判権の問題とか出入國手續の問題とか、税金の免除の問題とか、さういふ点で均等の待遇をするのが普通になつておるのでございませう。併し財政經濟問題は何か、關稅免除、税金免除の問題等だけではございませんで、費用の負担の問題といふのもございませう。これにつきましましては全項目に互つて同じ取扱をする必要が必ずしもない、こゝろ考へるのでございませう。従ひまして例へば防衛分担金のようなものは國連軍については負担することは、こゝろはできないといふことで、先方もそれは日本に負担せしめようと思つておられないのでございませう。大分両方の主張の間隔は縮まつて来た次第でございませう。今申しましたような問題について

な若干意見の相違がございまして、併し日本といつたしましては國連協力の必要、殊に日本が加盟を希望しておられます國連に對する協力はできるだけやりたい、又平和條約でも、できるだけの協力をすることを約してございませうし、又明治以来日本といつたしまして、外國で均等の待遇を受けたいといふことは主張して参りましたので、現在では成るべく防衛分担金のような問題は別だけれども、ほかの財政經濟問題については、成るべく先方の希望も容れて早く妥結したいといふ方針で進んでおられます。

○龜田得治君 それはいつ頃に妥結する見込みですか。

○説明員(三宅三郎君) その点につきましては、他の國內官庁との意見の調整もございませうので、それがすみ次第先方と交渉を再開したいと存じておられます。期間につきましては、まだ確定的な見通しはつかない状態にございませう。

○龜田得治君 例へば來年の三月までとか、漠然としたことで結構なんです、さういふ点の見通しです。

○説明員(三宅三郎君) 時期につきましてはできるだけ本年中には、遅くとも本年中にはまゝとめたいといふ方針で進んでおられます。

○龜田得治君 私の質疑はこれくらいにしておきます。

○補見委員君 今の龜田さんの質問に關連してお伺ひするのですが、今までの國連軍に對する刑事裁判権といふものは一体どうなつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) この問題につきましましては特別の協定がございませ

な若干意見の相違がございまして、併し日本といつたしましては國連協力の必要、殊に日本が加盟を希望しておられます國連に對する協力はできるだけやりたい、又平和條約でも、できるだけの協力をすることを約してございませうし、又明治以来日本といつたしまして、外國で均等の待遇を受けたいといふことは主張して参りましたので、現在では成るべく防衛分担金のような問題は別だけれども、ほかの財政經濟問題については、成るべく先方の希望も容れて早く妥結したいといふ方針で進んでおられます。

○龜田得治君 それはいつ頃に妥結する見込みですか。

○説明員(三宅三郎君) その点につきましては、他の國內官庁との意見の調整もございませうので、それがすみ次第先方と交渉を再開したいと存じておられます。期間につきましては、まだ確定的な見通しはつかない状態にございませう。

○龜田得治君 例へば來年の三月までとか、漠然としたことで結構なんです、さういふ点の見通しです。

○説明員(三宅三郎君) 時期につきましてはできるだけ本年中には、遅くとも本年中にはまゝとめたいといふ方針で進んでおられます。

○龜田得治君 私の質疑はこれくらいにしておきます。

○補見委員君 今の龜田さんの質問に關連してお伺ひするのですが、今までの國連軍に對する刑事裁判権といふものは一体どうなつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) この問題につきましましては特別の協定がございませ

んから、一般の国際法の原則及び慣例に従つて処置しております。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) 個人主義、属地主義というのは通常使われておりますが、その字句自体いろいろ問題がございます。国際法の慣例、原則と申しますのは、いわゆる今まで言われております属地主義に相当するものと存じます。

○補見義男君 私の意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来国連軍の軍隊についてアメリカと同じ待遇を仮にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中で四カ国だけが署名をして、その四カ国には今回のこの特別刑罰法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。そうなつて来れば、署名した国のほうが実は不利であつて、署名しない国は従来通りの裁判管轄権に就くと、こういうような関係になるのだが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(津田実君) その点でございますが、従来国際法の原則に従つて、従来国連軍に対しては臨んでおつた次第でございます。今回この議定書に署名いたしましたのは只今まで五カ国でございますが、その五カ国以外に朝鮮に軍隊を派遣し、又は派遣したことがあるのは約十五カ国くらいでございます。それらの国につきましては、当然日本の同意を得次第これに署名し得るわけでございます。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) 個人主義、属地主義というのは通常使われておりますが、その字句自体いろいろ問題がございます。国際法の慣例、原則と申しますのは、いわゆる今まで言われております属地主義に相当するものと存じます。

○補見義男君 私の意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来国連軍の軍隊についてアメリカと同じ待遇を仮にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中で四カ国だけが署名をして、その四カ国には今回のこの特別刑罰法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。...

○政府委員(津田実君) その点でございますが、従来国際法の原則に従つて、従来国連軍に対しては臨んでおつた次第でございます。今回この議定書に署名いたしましたのは只今まで五カ国でございますが、その五カ国以外に朝鮮に軍隊を派遣し、又は派遣したことがあるのは約十五カ国くらいでございます。それらの国につきましては、当然日本の同意を得次第これに署名し得るわけでございます。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) 個人主義、属地主義というのは通常使われておりますが、その字句自体いろいろ問題がございます。国際法の慣例、原則と申しますのは、いわゆる今まで言われております属地主義に相当するものと存じます。

○補見義男君 私の意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来国連軍の軍隊についてアメリカと同じ待遇を仮にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中で四カ国だけが署名をして、その四カ国には今回のこの特別刑罰法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。...

○政府委員(津田実君) その点でございますが、従来国際法の原則に従つて、従来国連軍に対しては臨んでおつた次第でございます。今回この議定書に署名いたしましたのは只今まで五カ国でございますが、その五カ国以外に朝鮮に軍隊を派遣し、又は派遣したことがあるのは約十五カ国くらいでございます。それらの国につきましては、当然日本の同意を得次第これに署名し得るわけでございます。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) 個人主義、属地主義というのは通常使われておりますが、その字句自体いろいろ問題がございます。国際法の慣例、原則と申しますのは、いわゆる今まで言われております属地主義に相当するものと存じます。

○補見義男君 私の意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来国連軍の軍隊についてアメリカと同じ待遇を仮にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中で四カ国だけが署名をして、その四カ国には今回のこの特別刑罰法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。...

○政府委員(津田実君) その点でございますが、従来国際法の原則に従つて、従来国連軍に対しては臨んでおつた次第でございます。今回この議定書に署名いたしましたのは只今まで五カ国でございますが、その五カ国以外に朝鮮に軍隊を派遣し、又は派遣したことがあるのは約十五カ国くらいでございます。それらの国につきましては、当然日本の同意を得次第これに署名し得るわけでございます。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○説明員(三宅三郎君) 個人主義、属地主義というのは通常使われておりますが、その字句自体いろいろ問題がございます。国際法の慣例、原則と申しますのは、いわゆる今まで言われております属地主義に相当するものと存じます。

○補見義男君 私の意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来国連軍の軍隊についてアメリカと同じ待遇を仮にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中で四カ国だけが署名をして、その四カ国には今回のこの特別刑罰法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。...

○政府委員(津田実君) その点でございますが、従来国際法の原則に従つて、従来国連軍に対しては臨んでおつた次第でございます。今回この議定書に署名いたしましたのは只今まで五カ国でございますが、その五カ国以外に朝鮮に軍隊を派遣し、又は派遣したことがあるのは約十五カ国くらいでございます。それらの国につきましては、当然日本の同意を得次第これに署名し得るわけでございます。

○補見義男君 そうですね、具体的に申しますと、個人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。第二項は「司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合には、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならぬ。これはつかまえてみたところが、向うの軍人軍属である、而もその犯罪が第三項(a)に掲げるつまり第一次裁判権が向うにある場合であることが明らかになつたという場合には、こちらで第二次裁判権を行使する前に、向うが第一次裁判権を行使するということになりなすからして、身柄も直ちに向う側の当該国際連合の軍隊に引き渡す、かような趣旨でございます。二項は、念のためその引渡した後の必要な捜査をして、警察官から檢察官に事件の送致をしなければならぬということを明言しただけの趣旨でございます。只今の規定は行政協定に伴う刑事特別法の第十一条に相応する規定でございます。

次は第四条、これは向う側でつかまへられた者がこちらに来る場合、こちらで受取る場合の引渡の規定でございます。行政協定に伴う刑事特別法の第十二条に相応する規定でございます。第四条、「檢察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は檢察事務官若しくは司法警察員にその引渡を受けさせなければならぬ。第二項は「檢察官又は司法警察員は、

引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならぬ。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求めるとは、直ちに裁判官の逮捕状を求めなければならないとき、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。三項「前二項の場合を除く外、檢察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。四項「第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を準用する。但し、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。向うで日本国法令の違反の罪で被疑者をつかまへます、こゝういふうな者がつかまへておるから」といふ知らせがありました場合には、こちら側でこれを受取るわけでありますが、その身柄を受ける場合については、やはり人身の拘束でございますから、正式な逮捕状を持つて行かなければならぬといふのが第一項でございます。若しそれが急速を要しまして、直ちに逮捕状の手続ができないといふ場合には、取りあへずその身柄をもちつて来て手続を緊急に執行するといふのが第二項。三項はその他の場合の釈放でございます。四項は向う側でつかまへてこちらに引渡すまでの間に若干の時間のずれがございます。若しこれを刑事訴訟法の通り逮捕時間の起算を

身柄を拘束されたときから起算いたしますと、四十八時間、二十四時間、七十二時間という時間がまたたく間に経つて、結局違法の逮捕或いは逮捕ができないといふうな問題になつて参りますので、こちら側に身柄を受取つてからこちら側の訴訟法に乗つて来る。従つてそれ以後の時間も全部訴訟法のこちらの関係で動いて行くといふことを明らかにしようといふ趣旨でございます。

それから第五条は、行政協定に伴う刑事特別法の第十三条に相応する規定でございます。第五条「国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内におけるの捜索（捜索状の執行を含む）、又は差押（差押状の執行を含む）、又は検査は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとす。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検査の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとす。これは第十條の關係で逮捕の問題が出ました、それと同じように今度は差押、捜索、検査等をなす場合の規定でございます。やはり同意を得て行い、又は囑託して行ふものとす、それらについての行政協定に關する刑特法の第十三條と同じような規定をここに置いたわけでございます。

次は第六條でございます。これは日本国の法令による罪にかゝる事件についての捜査の権限があることを明記した規定でございます。行政協定に伴う刑特法の第十四條に全くこれと同じ規定がございまして、第六條、「鑑定書により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、檢察官、檢察事務官又は司法警察員（鉄道公安職員を含む。）は、捜査をすることができぬ。」「前項の捜査に關しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に關する法令に定める権限を行使することができぬ。これは念のためかような規定を置きました。捜査の権限があるといふこと、それからそれに関する裁判官の権限も同様訴訟法に則つてやれる、こゝういふことを明らかにした趣旨でございます。

第七條は、行政協定に伴う刑特法の第十五條にこれと同じ規定がございまして、あちらの裁判所にこちらから証人が出頭する義務を規定したものでございます。第七條、「派遣国の軍事裁判所の囑託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに應じなければならぬ。」「二項「前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。」「つまり向う側で軍事裁判所を開く、それでその事件の審理上、是非日本人を証人として調べたいといふ場合にどういふうなことになるかと言いますと、一応こちらにこちらの証人が協力義務がある向うの法廷に出て証言すべき義務がある、若し正当な理由がなくしてこれに出頭しない、或いは宣誓若しくは証言を拒んだような場合には行政罰として過料に処する、こゝういふ趣旨でございます。これと反

對に日本国に来た場合にはどうなるかと申しますと、これは刑事訴訟法にその旨の規定がございましてそれで賄つて行く、かような趣旨でございます。第八條は、今の軍事裁判所の囑託に基いて証人が出る場合に、どうしても言うことを聞かないといふ場合どうするかといふ勾引の規定等でございます。で行政協定に伴う刑事特別法の第十六條にこれに相応する規定がございまして、第八條、「正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に應じない証人について派遣国の軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を發して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することができぬ。」「二項「前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならぬ。」「三項「第一項の勾引状は、檢察官の指揮により、司法警察員が執行する。」「四項「刑事訴訟法第七十一條及び第七十三條第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。」「先ほど申した通り、出頭命令がありましても嫌だと言つて応じない場合があり得るわけでありまして、かような場合に、どうしてもその証人をその事件の審理上必要であるといふ場合には、勾引状も出せるということも明らかになりました趣旨でございます。二項、三項、四項はその勾引状の発付並びに執行等についての手続規定を明記したものでございます。

第九條は、行政協定に伴う刑事特別法第十七條にこれに相応する規定がございまして協力に關する規定でございます。第九條、「裁判所、檢察官又は司法警察員は、その保管する書類又は

第四部 法務委員会會議録第三号

昭和二十八年十一月二日【參議院】

五

証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。「つまり向うの取調べ当局又は裁判所からこう言うふうな書類が是非審理上必要であるから貸してくれ、見せてくれ」という場合には便宜を図つてやるといふ趣旨でございまして、これは全く行政協定の場合の十七条と同じ趣旨でござい

す。次は第十条でございまして、これは行政協定に伴う刑事特別法の十八条にこれに相応する規定があるのでございまして、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件、つまりこちら側では処罰できないけれども、向うで処罰するといふ事件についての協力規定でございまして、第十条、「検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、当該国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。」二項「国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にあることを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索することができる。但し追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を

得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。」三項「第一項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。」四項「司法警察員は、前項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならない。」つまり逮捕の場合或いは押収、捜索をする場合、捕えたあと引渡、捜索をする場合から通報の規定、なぜかういふふうな規定を特に置くかと申しますと、日本の法令で罪を犯した日本の法令違反の場合は刑事訴訟法がそのまま備いて来るわけでございまして、ところが日本の法令でないものについての違反でございまして、刑事訴訟法はそのまま乗つては来ないわけでございまして、その関係からそれと同様の趣旨の規定を特に必要とするので、かような法令が出て来たわけでござい

ます。次は第十一条でございまして、これはやはりさような場合の任意捜査の規定でございまして、行政協定に伴う刑事特別法の第十九条にこれと相応する規定がございまして、第十一条、「検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者、若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。」第二項、「検察官又は司法警察員は、検察事務官

又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。」第三項「前二項の処分は、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の要請による旨を明らかにしなければならぬ。」第四項「正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。」つまり先ほどは逮捕押収、検証、捜索等でございまして、今度は参考人の取調べ、実況見分、書類その他のものについてでございまして、それらの点について、全く行政協定に伴う刑事特別法の第十九条と同じでござい

ます。最後は第十二条、刑事補償に関する規定でございまして、行政協定に伴う刑事特別法の二十条にこれと全く同じ規定でございまして、第十二条、「刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の適用については、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。」御承知の通り、刑事補償法の適用につきましては、刑事訴訟法の規定による抑留又は拘禁の場合だけが刑事補償の対象になります。ところが先ほど申した通り、派遣国の当局でつかまへまして、その後身柄がこちらに引渡されたような場合、そしてこちらで無罪、免許等の判決がありました場合には、向うに抑留、拘禁された場合には、この規定がなければ、そのまま拘禁されつ放しということになつてしまふ。そこでその点を、若しこちらで無罪、免許等になりました場合に

は、その期間を推算して、すべて刑事補償の対象にされる、かような趣旨でございまして、附則は、公布の日から施行するといふこととございまして、○委員長（郵船一君） 刑事局長ちよつと他の委員会に呼ばれておりますが、早く戻つて来られると思つて、津田総務課長がおりますから……それで刑事特別法案につきましては前回にも御質疑があり、引續いて刑事特別法案についての御質疑をお願いいたしまして、只今説明のありました国連軍についての刑事特別法案も、内容においては同様の法案でございまして、関連して御質疑して頂いて結構でござい

ますから、御質疑のあるかたは順次御発言をお願いします。○補見養勇君 細かい点ですが、二、三お伺いたしたいと思います。それは国連軍との刑事特別法案においても、或いは又現在アメリカ合衆国との間の刑事特別法においても同様なんです、それと、それからNATO協定と比較してみても、例えば軍属の定義、或いは家族の定義等において若干相違しておるのですが、これは何か特別の理由があるのでしょうか。と申しますのは、例えば軍属の場合には、シビリアンで、そうして国連軍に雇用され、或いはこれに勤務し、というふうなNATO協定ではそういうふうになつておりますが、こちらのほうは又これに随伴するものというふうなのが入つておる。それから家族の場合には、子供の定義には二十一才未満というのが一つ、それからNATO協定には父、母というふうなものも特別に規定してありません。又二十一才以上のものでも生計費の半額

以上というふうな制限がされておるが、NATO協定ではそういう制限がないのですが、これは何か特別の事情があつて別々にしておるのか、或いは実際問題としては変更がないというのでございましておるのか、その辺の事情をお伺いしたいと思います。○政府委員（津田実君） その点でござい

ますが、今回の日米行政協定の改訂は刑事裁判権即ち十七条の改訂によつておるわけでございまして、そこで御承知のように、日米行政協定の定義規定は第一条にございまして、現在の刑事特別法は日米行政協定の第一条に従つて定義されておる。第一条の定義が当然第十七条に被つて参りますので、第一条を変更しない限りは、第十七条はその限りにおいては動かし得ない、こういうことになるわけであります。国連との関係におきましては議定書も日米と同じにいたしましたわけでございまして、その点につきましては未だ正確には、何と申しますか、第一条のような定義が国連との間に結ばれておるわけではないのであります。が、大体においては、即ち日米の場合と同じになるわけでございまして、その点に従つて国連の刑事特別法の第一条を規定したわけでござい

ばならない。逮捕状が発せられな
いときは、直ちにその者を釈放
し、又は釈放させなければなら
ない。
3 前二項の場合を除く外、檢察官
又は司法警察員は、引き渡される
者を受け取つた後、直ちにその者
を釈放し、又は釈放させなければ
ならない。

4 第一項又は第二項の規定による
引渡があつた場合には、刑事訴訟
法第九十九条の規定により被疑
者が逮捕された場合に関する規定
を適用する。但し、同法第二百三
条、第二百四條及び第二百五條第
二項に規定する時間は、引渡があ
つた時から起算する。
(施設内の差押、捜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限
に基いて警備している国際連合の
軍隊の使用する施設内における、
又は国際連合の軍隊の財産につ
いての捜索(捜索状の執行を含む)、
差押(差押状の執行を含む)又は
差押は、当該国際連合の軍隊の
権限ある者の同意を得て行い、又
は檢察官若しくは司法警察員から
当該国際連合の軍隊の権限ある者
に囑託して行ふものとする。但
し、裁判所又は裁判官が必要とす
る検証の囑託は、その裁判所又は
裁判官からするものとする。

(日本国の法令による罪に係る事
件についての捜査)
第六条 議定書により派遣国の軍事
裁判所が裁判権を行使する事件で
あつても、日本国の法令による罪
に係る事件については、檢察官、
檢察事務官又は司法警察職員(鉄

道公安職員を含む。)は、捜査を
することが出来る。
2 前項の捜査に関しては、裁判所
又は裁判官は、令状の発付その他
刑事訴訟に関する法令に定める権
限を行使することが出来る。
(証人の出頭等の義務)
第七条 派遣国の軍事裁判所の囑託
により、裁判官から派遣国の軍事
裁判所に証人として出頭すべき旨
を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁
判所において宣誓若しくは証言を
求められた者は、これに応じなけ
ればならない。
2 前項の者が、正当な理由がない
のに、出頭せず、又は宣誓若しく
は証言を拒んだときは、一万円以
下の過料に処する。
(証人の勾引についての協力)
第八条 正当な理由がないのに、前
条第一項の規定による裁判官の出
頭命令に応じない証人について派
遣国の軍事裁判所から囑託があつ
たときは、裁判官は、その証人に
対して勾引状を発して、これを派
遣国の軍事裁判所に勾引すること
ができる。
2 前項の勾引状には、派遣国の軍
事裁判所の囑託の趣旨を記載しな
ければならない。
3 第一項の勾引状は、檢察官の指
揮により、司法警察職員が執行す
る。
4 刑事訴訟法第七十一条及び第七
十三条第一項前段の規定は、第一
項の規定による勾引に準用する。
(書類又は証拠物の提供等)
第九条 裁判所、檢察官又は司法警
察員は、その保管する書類又は証

拠物について、派遣国の軍事裁判
所又は国際連合の軍隊から、刑事
事件の審判又は捜査のため必要が
あるものとして申出があつたとき
は、その閲覧若しくは謄写を許
し、謄本を作成して交付し、又は
これを一時貸与し、若しくは引き
渡すことが出来る。
(日本国の法令による罪に係る事
件以外の刑事事件についての協
力)
第十条 檢察官又は司法警察員は、
国際連合の軍隊から、日本国の法
令による罪に係る事件以外の刑事
事件につき、当該国際連合の軍隊
の構成員、軍属又は当該派遣国の
軍法に服する家族の逮捕の要請を
受けたときは、これを逮捕し、又
は檢察事務官若しくは司法警察職
員に逮捕させることが出来る。
2 国際連合の軍隊から逮捕の要請
があつた者が、人の住居又は人の
看守する邸宅、建造物若しくは船
舶内にいることを疑ふに足りる相
当な理由があるときは、裁判官の
許可を得て、その場所に入りその
者を捜索することが出来る。但
し、追跡されている者がその場所
に入つたことが明らかであつて、
急速を要し裁判官の許可を得るこ
とができないときは、その許可を
得ることを要しない。
3 第一項の規定により国際連合の
軍隊の構成員、軍属又は当該派遣
国の軍法に服する家族を逮捕した
ときは、直ちに檢察官又は司法警
察員から、その者を当該国際連合
の軍隊に引き渡さなければならな
い。

4 司法警察員は、前項の規定によ
り国際連合の軍隊の構成員、軍属
又は当該派遣国の軍法に服する家
族を引き渡したときは、その旨を
檢察官に通報しなければならな
い。
第十一条 檢察官又は司法警察員
は、派遣国の軍事裁判所又は国際
連合の軍隊から、日本国の法令に
よる罪に係る事件以外の刑事事件
につき、協力の要請を受けたとき
は、参考人を取り調べ、実況見分
をし、又は書類その他の物の所有
者、所持者若しくは保管者にその
物の提出を求めることが出来る。
2 檢察官又は司法警察員は、檢察
事務官又は司法警察職員に前項の
処分をさせることが出来る。
3 前二項の処分の際には、檢
察官、檢察事務官又は司法警察職
員は、その処分を受ける者に対し
て派遣国の軍事裁判所又は国際連
合の軍隊の要請による旨を明らか
にしななければならない。
4 正当な理由がないのに、第一項
又は第二項の規定による檢察官、
檢察事務官又は司法警察職員の処
分を拒み、妨げ、又は忌避した者
は、一万円以下の過料に処する。
(刑事補償)
第十二条 刑事補償法(昭和二十五
年法律第一号)の適用については、
派遣国の軍事裁判所又は国際連合
の軍隊による抑留又は拘禁は、刑
事訴訟法による抑留又は拘禁とみ
なす。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和二十八年十一月十八日印刷

昭和二十八年十一月十九日発行